

2021年度「DPC導入の影響評価に係る調査」に係るFAQ

ID	大項目	項目	質問	回答	掲載日 (修正日)
1	様式3	様式3-3の入力方法(2)届出の説明	<p>保医発0930第2号令和3年9月30日において、重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとする経過措置が設けられている入院料等において、経過措置期間がコロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月まで経過措置を延長することとなった。</p> <p>様式3-3はどのように記載するのか。</p>	<p>以下の通り、様式3-3の入力方法(2)届出の説明を訂正する。尚、当該訂正に伴う様式3の再配布は行わない。現状使っている様式3をそのまま使うこと。</p> <p>【訂正後】</p> <p>(2)届出 算定が可能な場合は「○」、不可の場合は「×」を入力してください。算定実績がなくても算定が可能であった場合は「○」としてください。ただし、2021年4月～2022年3月分においては、令和2年3月31日において、現に当該入院料等の届出を行っている場合で、重症度、医療・看護必要度に係る基準を満たしているものとする取扱いをしている場合は、「○(経過措置1)」を入力してください。</p>	10/12
2	様式3	様式3-3のQ&A上から3つ目	<p>保医発0930第2号令和3年9月30日において、重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとする経過措置が設けられている入院料等において、経過措置期間がコロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月まで経過措置を延長することとなった。</p> <p>様式3-3はどのように記載するのか。</p>	<p>以下の通り、様式3-3のQ&Aの3つ目を訂正する。</p> <p>【訂正後】</p> <p>Q:一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る基準を満たす患者の割合については、令和4年3月31日まで(コロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月まで)の経過措置が設けられている入院料を算定している。また、新たな届け出をおこなっていない。どのように入力すればいいか。また、延べ数は2020年度の様式3-3の入力方法と同様に0としてよい。</p>	10/12